

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(51)	2
江東区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(52)	10
新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第1号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則(53)	23
新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則(54)	24
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(55)	24
江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(56)	24

◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(3)	25
-------------------------------------	----

◎告 示

指定避難所の指定取消しについて(140)	25
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定について(141)	25
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定について(142)	25
東京都市計画公園事業の事業計画の変更について(147)	26
保管自転車の処分について（令和4年3月下旬）(148)	26
特別区道路線の区域変更について(150)	26
特別区道路線の供用開始について(151)	28
行旅死亡人の告示について(154)	30
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(155)	30
保管自転車の処分について（令和4年4月上旬）(158)	30
違法放置等物件の告示について(159)	30
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止について(160)	30
指定納付受託者の指定について(161)	31

指定居宅介護支援事業所の指定について

(163)	31
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定取消しについて(164)	31

◎告 示（教）

令和4年第4回江東区教育委員会定例会の招集(9)	32
--------------------------	----

◎告 示（監）

令和2年度第4回定期監査の結果に対する措置の公表(5)	32
令和3年度財政援助団体等監査の結果について(6)	33
令和3年度随時監査（工事）の結果について(7)	59
包括外部監査の結果に基づき講じた措置通知の公表について(8)	59

規

則

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 4 月 1 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 1 号

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

江東区児童福祉法施行細則（平成 1 5 年 4 月江東区規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「4 0 万 4 , 0 0 0 円」を「4 0 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

別表第 1 D 1 の項中「1 2 , 0 0 0 円以下」を「1 円以上 1 2 , 0 0 0 円以下」に改め、同表備考 2 第 4 号を削る。

別表第 2 D 1 の項中「1 2 , 0 0 0 円以下」を「1 円以上 1 2 , 0 0 0 円以下」に改め、同表備考 3 第 4 号を削る。

別表第 3 備考 4 を削る。

別記第 3 6 号様式を次のように改める。

別記第36号様式（第17条関係）

助産施設入所申込書

年 月 日

殿

申込者 住所
氏名
電話

助産施設に入所したいので、次のとおり申し込みます。

入所を希望する助産施設名							
出 産 予 定 日		年 月 日					
助産の実施を希望する理由							
妊 産 婦 の 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏 名	個人番号	妊 産 婦 と の 続 柄	生年月日	職業	課税の有無 本年度分特別区民 税又は市町村民税	備考
			本人			有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
生活保護の状況			適用なし 適用あり(年 月 日 保護開始)				
社 会 保 険 等 の 加 入 状 況	加入の有無	有・無	保険の種類			出産育児一 時金の額	
	被 保 険 者 の 記号		番号			被保険者名	

備考

- この申込書は、申込者本人が次の点に注意し記入の上、()に提出してください。
- 申込書に徴収額決定のため必要な事項に関する書類(課税証明等)を添付してください。
ただし、申込者又は申込者と同一の世帯に属する者に係る特別区民税又は市町村民税に関する情報を区が公簿等により取得することに同意する場合は、別紙同意書にご記入ください。
- 「助産の実施を希望する理由」欄には、入院助産を受ける必要がある理由について具体的に記入してください。
- 「妊産婦世帯の状況」欄には、妊産婦本人及び妊産婦の配偶者、同居している親族等の全員について記入するとともに、「課税の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 「社会保険等の加入状況」欄「加入の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 「備考」欄については、健康状況等入院助産の実施に当たり参考となるべき事項を記入してください。

(別紙)

年 月 日

同意書

下記の者は、保護第 課が児童福祉法第56条第2項(同法第50条第6号及び第51条第3号に係る部分に限る。)に基づく事務手続を処理するために限って、 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えない。

別記第 4 2 号様式から別記第 4 6 号様式までを
次のように改める。

別記第42号様式（第18条関係）

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

殿

申込者 住所
氏名
電話

母子生活支援施設に入所したいので、次のとおり申し込みます。

入所を希望する母子生活支援施設名						
母子保護の実施を希望する理由						
母子保護の実施を希望する期間				年 月 日から 年 月 日まで		
入 所 を 希 望 す る 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏 名	個人番号	続柄	生年月日	職業又は就学の 状況	備考
			本人			
生活保護の状況				適用なし 適用あり(年 月 日 保護開始)		

備考

- この申込書は、申込者本人が次の点に注意し記入の上、()に提出してください。
- 申込書に徴収額決定のため必要な事項に関する書類(課税証明等)を添付してください。
ただし、申込者又は申込者と同一の世帯に属する者に係る特別区民税又は市町村民税に関する情報を区が公簿等により取得することに同意する場合は、別紙同意書にご記入ください。
- 「母子保護の実施を希望する理由」欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 「母子保護の実施を希望する期間」欄には、母子保護の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。なお、母子保護の実施期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- 「入所を希望する世帯の状況」欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入してください。
- 「備考」欄については、健康状況等母子保護の実施に当たり参考となるべき事項を記入してください。

(別紙)

年 月 日

同意書

下記の者は、保護第 課が児童福祉法第56条第2項(同法第50条第6号及び第51条第3号に係る部分に限る。)に基づく事務手続を処理するために限って、 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えない。

別記第43号様式（第18条関係）

世帯番号

母子生活支援施設入所承諾書

第 年 月 日 号

（世帯主）

様

印

申し込みのありました母子生活支援施設への入所について、次のとおり承諾します。

入 所 を 希 望 す る 世 帯	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	備考
		本人		
入所する母子 生活支援施設	名 称			
	所在地			
母子保護の実施期間		年 月 日から 年 月 日まで		
徴収金の月額及び納入方法				
母子保護の実施理由				

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考

- 徴収金について変更があった場合は、その旨通知します。
- 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 母子生活支援施設への入所が適当と認められなくなった場合には、母子保護の実施を解除します。

別記第 4 4 号様式 (第 1 8 条関係)

母子保護実施通知書

第 号
年 月 日

(施設長)

殿

印

次の保護者及びその監護する児童について、貴施設において母子保護の実施を行うことにしたので、通知します。

入 所 す る 世 帯	ふりがな 氏 名	続柄 本人	生年月日	備考
母 子 保 護 の 実 施 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
費 用 徴 収 金 (階 層 区 分 ・ 月 額)		階層 円 ()		
母子保護の実施理由				

別記第45号様式(第18条関係)

母子保護実施解除決定通知書

第 年 月 日 号

(世帯主)

様

印

母子保護の実施を次のとおり解除することにしたので、通知します。

解 除 等 す る 世 帯	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	備考
		本人		
母子生活支援施設		名 称		
		所在地		
母子保護の実施の解除の年月日			年 月 日	
母子保護の実施の解除の理由				

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 4 6 号様式 (第 1 8 条関係)

母子保護実施解除通知書

第 年 月 日 号

(施設長)

殿

印

次の保護者及びその監護する児童について、母子保護の実施を解除することにしたので、通知します。

解 除 等 す る 世 帯	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	備考
		本人		
母子生活支援施設		名 称		
		所在地		
母子保護の実施の解除の年月日			年 月 日	解除
変更後の費用の負担額				
母子保護の実施の解除の理由				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 4 月 1 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 2 号

江東区国民健康保険条例施行規則の一部を

改正する規則

江東区国民健康保険条例施行規則 (昭和 3 4 年 1 1 月江東区規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の 8 中「、若しくは受給者証に記載されている有効期限を過ぎた場合」を削る。

別記第 1 号様式中「印」及び「(男・女)」を削る。

別記第2号様式から別記第6号様式までを次の
ように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

葬祭費支給申請書

江 東 区 長 殿

申請者
(喪主)

年 月 日	
〒	
住所	
氏名	

下記のとおり申請します。

記

金額	円
----	---

ただし、江東区国民健康保険条例第11条による葬祭費

被保険者証の記号・番号		記 号	08—	番 号	
死 亡 者 関 係 事 項	死 亡 年 月 日	年 月 日			
	死 亡 者 氏 名			年 月 日生	
	死亡の原因(病名等)				
	葬祭執行日(告別式)	年 月 日			
	続 柄	申請者の			

※ 申請者名義以外の口座に振り込む場合は、裏面も御記入ください。

振 込 先 金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合				本 店 支 店 出張所			
	金融機関コード				支店コード			
振 込 口 座	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※申請者以外の方がお届けに来られた場合は、御記入ください。

住所	電話 ()	
氏名	申請者との関係	

委 任 状

年 月 日

私は、 を代理人と定め、次の権限を委任します。

葬祭費の受領に関すること。

申請者の住所

申請者の氏名

代理人の住所

代理人の氏名

別記第 3 号様式 (第 3 条の 2 関係)

結核医療給付金受給者証交付申請書

区市町村長 殿

(区市町村送付用)

受 付 印 欄

年 月 日

私は、結核医療給付金受給者証交付について申請します。

受診者(本人)個人番号																						
申 請 者	フリガナ																生 年 月 日					
	氏 名	(姓)								(名)												
	居 所 (住 所)	郵便番号								電話番号								()				

- (注1) 既に患者票が交付されている場合は、患者票の写しを添付してください。患者票の写しが添付できない場合は、下の※の同意欄へ署名又は押印をしてください。
- (注2) 市町村(区)民税に係る申告がされていないと、未申告として受給者証の不交付となる場合がありますので、必ず申告をしてから受給者証の申請をしてください。
- (注3) 国民健康保険法第113条の2に基づき、受給者証の有効期間中に、課税状況を確認させていただくことがあります。この際、市町村(区)民税に係る申告がされていないと、受給者証の返還を求める場合があるため、必ず毎年届出を行ってください。

保 険 者 番 号		被保険者記号番号	記号	—	番号
医 療 機 関	医療機関名				
	所在地				

申 請 書 を 提 出 し た 者	氏 名			本人と の 関 係	
	住 所	郵便番号			
		電話番号 ()			
申 請 者 の 住 民 票 上 の 住 所	(上記の申請者の居所(住所)と住民票上の住所が異なる場合に記入してください。)				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の規定による申請書の申請状況		提出日		※ 公費負担申請の決定内容を申請先に確認することについて、同意します。	
		年 月 日		署名又は押印	

別記第4号様式（第3条の2関係）

国保受給者証(精神通院)交付申請書
区市町村長 殿

(区市町村送付用)

受領印欄

年 月 日

私は、国保受給者証(精神通院)について申請します。(申請項目に○印を付けてください。)

[新規・更新・再開・受給証追加交付・他の区市町村からの居住地変更による国保受給者証交付]

受診者(本人)個人番号																						
氏名・医療機関等の変更がある場合は、項目に○をしてください。	フリガナ															年	齢	生 年 月 日	年	月	日	
	氏 名	(姓)										(名)										
	住 所	郵便番号										電話番号 ()										
保 護 者	氏 名	(姓)										(名)					本人と の関係	父 母 兄 弟	子 配 祖 父 母	偶 者 そ の 他		
	住 所	郵便番号										電話番号 ()										
保 険 証	被保険者証記号					被保険者証番号					保険者番号											
	受診者と同一保険の加入者																					
本人住民票上の住所		(本人の居所(住所)と住民票上の住所が異なる場合に記入してください。)																				
医 療 機 関 等	医療機関 (所在地)																電話番号 ()					
	薬 局 (所在地)																電話番号 ()					
	そ の 他 (所在地)																電話番号 ()					
申 請 者	氏 名											本人と の関係										
	住 所	郵便番号											電話番号 ()									

注) 1 保護者住所及び電話番号は、本人と異なる場合に記入してください。
2 既に自立支援医療受給者証(精神通院)が交付されている場合は、受給者証の写しを添付してください。
※受給者証の写しが添付できない場合は、下の同意欄へ署名又は押印をしてください。
3 国民健康保険法第113条の2に基づき、国保受給者証の有効期間中に、課税状況を確認させていただくことがあります。
この際、市町村(区)民税にかかる申告がされていないと、国保受給者証の返還を求める場合がありますため、必ず毎年届出を行ってください。

-----ここから下の欄には記入しないでください。-----

自治体記入欄	確認事項(区市町村)										所得区分(区市町村)					※自立支援医療(精神通院)支給認定申請の決定内容を確認することについて、同意します。 署名又は押印
	・医師の診断書(意見書) ・精神障害者保健福祉手帳(級) ・医療保険の被保険者証等の写し ・生活保護受給世帯の証明書 ・区市町村民税非課税証明書 ・標準負担額減額認定証 ・区市町村民税課税証明書 ・その他収入等を証明する書類 ()										生活保護 中間層Ⅰ 低所得Ⅰ 中間層Ⅱ 低所得Ⅱ 一定以上					
											備 考					

別記第 5 号様式 (第 3 条の 3 関係)

(表面)

結核医療給付金受給者証

下記の者について、結核医療給付金受給者証を交付します。

江 東 区 長

区 市 町 村 名	江 東 区		負担者番号								
受 給 者	氏 名			生 年 月 日							
	住 所										
有 効 期 間											

◎裏面参照のこと。

(裏面)

- この受給者証だけでは、江東区国民健康保険条例第12条に基づく給付金は受けられません。必ず患者票と合わせて担当医療機関に提示してください。なお、都外の保険医療機関等で受診する際は、受給者証の提示は必要ありませんが、別途、に給付金の請求を行ってください。
- この受給者証は、特別区民税非課税者にのみ交付されるものです。特別区民税に係る申告がなされていないと、受給者証の返還を求める場合があるため、必ず毎年届出を行ってください。
- 記載事項に変更があるときは、に届け出てください。
- この受給者証の有効期間中に、転出等により受給要件を満たさなくなったとき、又は特別区民税課税者となったときは、速やかにこの証を返却してください。
- 継続治療のため再申請する場合には、この受給者証の写しを申請書に添付してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられます。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えについては、上記7の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区の代表者は江東区長となります。)訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 6 号様式（第 3 条の 3 関係）

（表面）

国保受給者証(精神通院)

下記の者について、国保受給者証(精神通院)を交付します。

江 東 区 長

区市町村名		江 東 区	負 担 者 番 号	:	:	:	:	:	:	:	:
受 給 者	氏 名			生 年 月 日							
	住 所										
国 保 受 給 者 証 の 有 効 期 間											
月 額 自 己 負 担 上 限 額			医療費の自己負担なし								
医 療 機 関	名 称 及 び 所 在 地										
	名 称 及 び 所 在 地										
薬 局	名 称 及 び 所 在 地										
そ の 他	名 称 及 び 所 在 地										

◎裏面参照のこと。 ※有効期間の終期は、自立支援医療受給者証の終期と同日となる。

（裏面）

（注意事項）

- この国保受給者証だけでは、江東区国民健康保険条例第12条に基づく給付金は受けられません。
必ず自立支援医療受給者証と合せて担当医療機関に提示してください。なお、都外の保険医療機関等で受診する際は、国保受給者証の提示は必要ありませんが、別途、に給付金の請求を行ってください。
- この国保受給者証は、特別区民税非課税世帯にのみ交付されるものです。特別区民税に係る申告がなされていないと、国保受給者証の返還を求める場合があるため、必ず毎年届出を行ってください。
- 記載事項に変更がある場合、保健所に届出てください。
- この国保受給者証の有効期間中に、転出等により受給要件を満たさなくなったとき、又は特別区民税課税世帯となったときは、速やかに保健所にこの証を返却してください。
- 有効期間を過ぎると精神医療給付金の支給が受けられなくなりますので、継続申請は有効期間の終了する3か月から1か月前までに保健所で更新をしてください。
- 再申請または継続申請の場合は、この受給者証を添付してください。
- 受給者証を破損し、汚し、又は紛失したときは、保健所で再交付の申請をしてください。
- 不正に、この受給者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられます。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えについては、上記9の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区の代表者は江東区長となります。）訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 9 号様式から別記第 1 2 号様式までを次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 3 条の 7 関係)

結核・精神医療給付金受給者証再交付申請書

年 月 日

江 東 区 長 殿

住 所 江東区_____方
電話 ()

氏 名 _____

受給者との関係 _____

下記のとおり再交付を申請します。

受診者(本人)個人番号				
被 保 険 者 証	記 号	08—	番 号	
受 給 者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
申 請 理 由				

別記第10号様式（第3条の9関係）

結核・精神医療給付金受給者証記載事項変更届

年 月 日

江 東 区 長 殿

住 所 江東区_____

_____方
電話 ()

氏 名 _____

受給者との関係 _____

下記のとおり変更を届け出ます。

受診者(本人)個人番号				
被保険者証	記号	08—	番号	
受給者	氏名			
	生年月日	年 月 日		
変更内容		氏名・住所・医療機関(○をつけてください。)		
		新		
		旧		

別記第 1 1 号様式 (第 3 条の 1 0 関係)

結核医療給付金支給申請書
(年 月診療分)

年 月 日

江 東 区 長 殿

申請者(世帯主)

住所.....

氏名.....

電話.....(.....)

下記のとおり申請します。

被保険者証		記号	08—	番号		資格区分	一般 退職
診療を受けた 被保険者	氏名						
	生年 月 日	年 月 日					

振込先	金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合		支店名	本 店 支 店 出張所			
		金融機関コード			支店コード			
	口座種別	普 通 ・ 当 座			口座番号			
	口座名義人	フリガナ						
氏名								

別記第12号様式（第3条の10関係）

精神医療給付金支給申請書
（ 年 月診療分）

年 月 日

江 東 区 長 殿

申請者（世帯主）

住所.....

氏名.....

電話.....（ ）.....

下記のとおり申請します。

被保険者証		記号	08—	番号		資格区分	一般 退職
診療を受けた被保険者	氏名						
	生年月日	年 月 日					

振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合		支店名	本店 支店 出張所				
		金融機関コード			支店コード				
	口座種別	普 通 ・ 当 座			口座番号				
	口座名義人	フリガナ							
氏名									

別記第18号様式中「」及び「男・女」を削る。

別記第23号様式及び別記第24号様式を次のように改める。

別記第 2 3 号様式 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

国民健康保険料仮徴収額決定通知書

国民健康保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

年 度		記 号 番 号		通 知 書 番 号	
世帯主名			生 年 月 日		

保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

期割保険料額

月	特別徴収 仮徴収額
4月	
6月	
8月	
計	

お問合せ先

別記第24号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

国民健康保険料特別徴収中止通知書

年度の特別徴収が中止となりますので通知いたします。

年 度		記 号 番 号		通 知 書 番 号	
納付義務者氏名			生 年 月 日		

特別徴収中止理由	
特別徴収中止月	

お問合せ先

別記第26号様式及び別記第33号様式中
「印」を削る。附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区国民健康保険条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第1号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月26日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第53号

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第1号保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区介護保険の第 1 号保険料減免の特例に関する規則（令和 2 年 6 月江東区規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「令和 3 年度」を「令和 4 年度」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改め、同条第 2 号中「令和 2 年度」を「令和 3 年度」に、「令和 3 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「に掲げる保険料」を「に掲げる当該世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 210 万円以下であるとき 10 分の 10
- (2) 210 万円を超えるとき 10 分の 8

別記第 1 号様式中「（1 か月分でも結構です。）」を削る。

別記第 3 号様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 4 月 26 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 4 号

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則（令和 2 年 6 月江東区規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「令和 3 年度」を「令和 4 年度」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改め、同条第 2 号中「令和 2 年度」を「令和 3 年度」に、「令和 3 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 4 月 26 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 5 号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中「次に掲げる者」の次に「（以下この条において「給与条例適用職員等」という。）」を、「会計年度任用職員」の次に「（基準日（3 月 1 日、6 月 1 日及び 12 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）又は基準日前 1 か月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用職員になった者を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 4 月 26 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 6 号

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の期末手当に関する規則（昭和 50 年 3 月江東区規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

規 則 （ 教 ）

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月22日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 眞 貝 裕利子

◎江東区教育委員会規則第3号

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

告 示

◎江東区告示第140号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所について次のように指定の取消しをする。

令和4年4月6日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 指定の取消しをする指定避難所

(1) 施設名及び施設種別

もみじ幼稚園（公共施設）

(2) 住所

江東区大島八丁目21番9－101号

◎江東区告示第141号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和4年4月7日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 指定に係る道路の種類

法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定の年月日

令和4年4月7日

3 指定に係る道路の位置

江東区北砂一丁目228番4の一部

4 指定に係る道路の延長及び幅員

幅員 4.00m 延長 14.57m

◎江東区告示第142号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和4年4月7日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 指定に係る道路の種類

法第42条第1項第4号の規定による道路

2 指定の年月日

令和4年4月7日

3 指定に係る道路の位置

江東区有明一丁目 7 番 2 の一部
 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 幅員 15.00m 延長 380.75m

◎江東区告示第 1 4 7 号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和 4 年関東地方整備局告示第 1 0 1 号に係る
 東京都市計画公園事業の事業計画の変更について、
 国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭
 和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項におい
 て準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定による図書
 の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に
 より縦覧し、都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建
 設省令第 4 9 号）第 4 9 条の規定により、縦覧場
 所を次のように公告する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

縦 覧 場 所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都 市計画課
---------	--

番 号			変更後の敷 地の幅員
1	江 1 2 4 号	江東区永代一丁 目 2 6 番 1 1 先 から 江東区永代二丁 目 6 0 番 5 0 先 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

◎江東区告示第 1 4 8 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整
 備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第
 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規
 定により保管した自転車で利用者等の確認ができ
 ないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても
 当該自転車を返還することができない場合は、同
 条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定に
 より、当該自転車を処分する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 5 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
 第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記の
 ように変更する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 4 月 1 4 日か
 ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
 る。

令和 4 年 4 月 1 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整 理	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
--------	-----	-------	---------------

特別区道江124号区域変更略図

江東区永代一丁目地内
江東区永代二丁目地内



編入区域

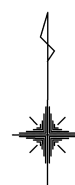
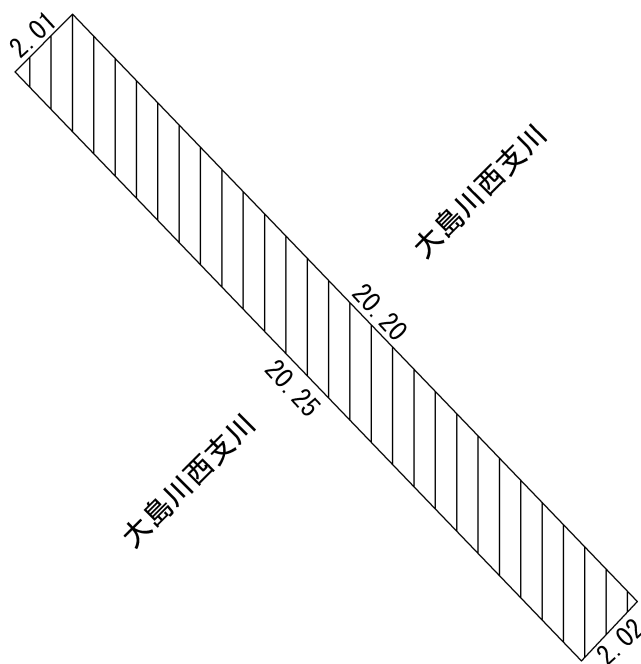
面 積 40.84平方メートル



区域変更箇所

永代一丁目
(26-11)

江124号



永代二丁目
(60-50)

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 1 5 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 4 月 1 4 日か
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和 4 年 4 月 1 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整 理 番 号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 1 2 4 号	江東区永代一丁目 2 6 番 1 1 先から 江東区永代二丁目 6 0 番 5 0 先まで	次図表示 のとおり

特別区道江124号区域変更略図

江東区永代一丁目地内
江東区永代二丁目地内



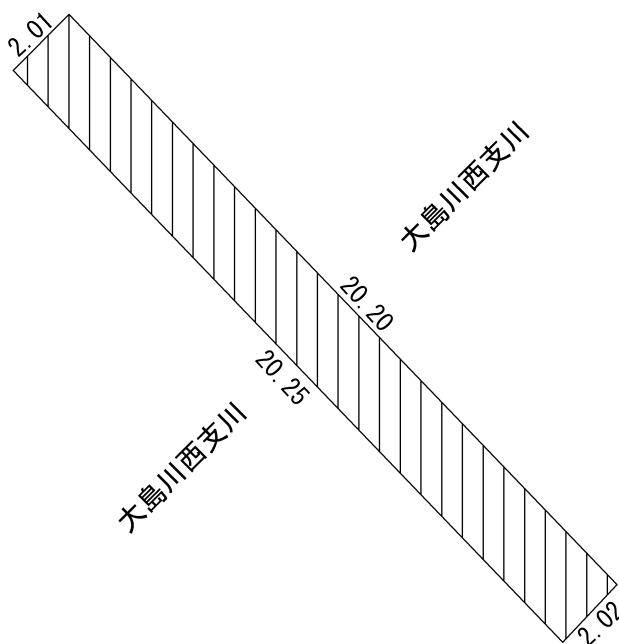
編入区域

面 積 40.84平方メートル



永代一丁目
(26-11)

江124号



永代二丁目
(60-50)

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 1 5 4 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 4 年 1 月 2 3 日午前 1 1 時 5 0 分、江東区有明四丁目七番三十二号 G 野積場沖海面上で死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和 4 年 4 月 1 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 死亡人 本籍、住所及び氏名不詳、男性
- 2 特 徴 身長 1 6 1 センチメートル、年齢 6 0 から 7 0 代くらい、やせ型、白髪混じりで短髪、顎鬚あり、上下総入れ歯、左腹部に人口肛門あり、へそ直下に約 1 1 . 5 センチメートルの手術痕あり

◎江東区告示第 1 5 5 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認を行ったので、法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
柚木 理沙	江東区有明二丁目	令和 4 年 3 月 1 日	認可外保育施設

◎江東区告示第 1 5 8 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 2 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第 4 4 条の 3 第 3 項及び道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 1 9 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 2 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

違法放置等物件の詳細	種別・数量	自動二輪車・1 台
	名称	YAMAHA TRICITY
	ナンバー	なし
	色	赤
放置されていた場所		江東区新木場三丁目 2 番 1 1 号地先車道
除去した日時		令和 4 年 4 月 2 5 日午前 1 0 時 0 0 分
保管を始めた日時		令和 4 年 4 月 2 5 日午前 1 1 時 0 0 分
保管した場所		江東区資材置場
返還時に必要なもの		身分を確認できるもの（証明書）及び印鑑 当該物件の所有者等であることを証する書面

◎江東区告示第 1 6 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 5 第 4 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、下記のとおり公示する。

令和 4 年 4 月 2 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
スマートキッズ株式会社
千代田区神田須田町一丁目 2 番 3 号
- 2 事業所の名称及び所在地
スマートキッズ相談支援センター
江東区永代二丁目 1 - 5 セゾン永代 1 階
- 3 廃止年月日
令和 4 年 3 月 3 1 日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者

障害児

◎江東区告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和4年5月2日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
名称 三井住友カード株式会社
所在地 東京都江東区豊洲2丁目2番31S
MBC豊洲ビル
代表取締役社長 大西 幸彦
- 2 指定開始日
令和4年5月2日
- 3 指定の内容
江東区が収納する公金におけるクレジットカード等収納の指定納付受託者

◎江東区告示第163号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年5月2日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806745
- 2 事業所の名称及び所在地
ケアステーションいちばん星平野
東京都江東区平野二丁目3番10号サンハイム深川1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社こだま
東京都江東区森下二丁目17番7号さくらマンション2A
代表取締役 宮川 美葉
- 4 指定年月日
令和4年5月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第164号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4

2条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和4年5月2日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和4年5月2日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区大島三丁目287番5、287番1の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
取消し 幅員 4.00m 延長 11.57m

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 9 号

下記により、令和 4 年第 4 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 4 年 4 月 1 9 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 4 年 4 月 2 2 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 教科書センター (江東区教育センター内)
- 3 議題
日程第 1 議案第 9 号 江東区立幼稚園教育
職員の期末手当に関
する規則の一部を改
正する規則

4 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
ほか

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 5 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、令和 2 年度第 4 回定期財務監査の結果に対し、江東区教育委員会から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、佐藤委員及び甚野委員は就任前のため、本監査には関与していない。

令和 4 年 4 月 1 5 日

江東区監査委員 松 土 英 男

同 藏 田 朝 彦

同 佐 藤 信 夫

同 甚 野 ゆずる

〔別紙〕

令和 2 年度第 4 回定期財務監査指摘事項措置報告書

〔教育委員会事務局庶務課・学務課・指導室〕

指
摘
事
項

【指摘事項】

今回の小学校の監査において、以下のよう
な不適切な会計処理が確認された。

- (1) 資金前渡受者口座に振り込まれた資金 (交際費、消耗品費、宿泊・入場料、自動車・駐車場使用料) が、平成 3 0 年度から監査日現在 (令和 3 年 1 月 1 5 日) まで預金されたまま引き出されていない状態が続いており、監査日現在の預金残高が 1 0 7, 0 0 0 円となっていた。しかしながら、この間、正当債権者への支払いや精算手続きが行われていることは、関係書類から確認できる。
- (1) このことから、当該支払いや精算金の納付は、私費を充てて適正に行ったように装っていたものと思料される。
- (2) 令和元年度の修学旅行の挙行にあたり、通常必要と考えられる宿泊・入場料の支出負担行為が起案されていなかったが、監査当日の説明によると、現地において当該経費は現金で支払ったとされている。
このことから、当該経費の支払いには私費が充てられたものと思料される。なお、同支払いに相当する領収書の存在は監査当日に確認できなかったため、金額は不明である。
- (3) 校長交際費は、地域行事をはじめ、突然の弔事などのために常に準

	備しておく必要があると考えられるが、平成30年度は1月分から、令和元年度は6月分から、令和2年度は5月分から支出負担行為の起案が行われていなかった。この間に支払いが全く無かったか否かについては、監査当日に提出された資料からは確認できなかった。 (4) 資金前渡によって支出した交際費、消耗品費、宿泊・入場料、自動車・駐車場使用料において、令和元年4月分の戻入金を令和2年5月15日に納付している事例をはじめ、複数の学校において精算手続きが大幅に遅延している事例が確認された。 (5) その他、未精算の前渡金について重ねて資金前渡を受けている事例、区会計事務規則で定められている保管上限額を超える現金が校内に保管されていたことが推察される事例、現金出納簿の不備等、現金管理が適正に行われていないと考えられる学校が複数確認された。 小学校における不適切な会計処理については、昨年度の定期監査報告書においても意見を付しているが、今回の監査においてはさらに深刻化している状況がみられる。 事実関係の十分な調査を行い、資金前渡受者口座に預金されたままとなっている現金の取扱いを含め、適切に対応されたい。 【指摘事項にかかる監査委員意見】 昨年度の定期監査報告書において、小学校における会計事務の執行体制について、研修制度の充実のほか、組織体制の点検と内部統制体制の整備に向けた検討を求める旨の意見を付したが、前述の指摘事項の内容を踏まえると、改善が進んでいるとはいえず、誠に遺憾である。 学校事務職員を対象として実施している現状の研修の体系と内容は適切なものとなっているか、特に小学校においては、ほとんどの学校の事務職員が一名の配置となっているが、その配置や事務の執行体制は適切であるか、チェック体制は機能しているか等について、早急な点検と具体的な改善を進められたい。	が残っていなかった。(3)については、支出負担行為の起案が行われなかった期間は地域行事や弔事への支出が実際になかったことは確認できたが、弔事については突発的であるため、事前に前渡金を請求しておく必要があったものの、その認識がなかった。(4)(5)については、処理方法についての認識不足が判明した。 以上の調査結果及び指摘事項にかかる監査委員意見を踏まえ、各学校・園における事務の執行環境を改善し、学校事務の適正化を図るため、教育委員会事務局内の横断的な組織として「江東区学校事務の適正化検討委員会」を設置し、以下の取り組みを行った。 1 会計事務チェックの体制強化 ・各校が提出する金銭出納簿及び通帳の写しに基づき、確認。指導を実施した。 ・各校の前渡金の執行状況を毎月確認し、前渡金の請求漏れや精算手続きの遅延防止を図った。 2 会計事務処理のチェックポイントを作成し、各校へ配付し周知を図った。 3 学校事務職員及び学校管理職に対して、会計事務、勤怠事務、備品管理等の研修を行った。 4 令和3年度の監査実施校に対して、前回監査の講評事項一覧を配布し、学校事務職員及び学校管理職に内容を確認させ、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 以上の取り組みは、令和3年度にとどまらず、毎年継続して行うことにより、学校事務の適正化の定着を図っていく。なお、事務の執行体制については、今後、課題を整理し、効率的かつ確実な執行体制の構築に向けて検討を行っていく。
措置事項	教育委員会事務局において指摘事項の事実関係を調査した。調査結果は次のとおりである。 (1)(2)については、学校事務職員の立て替え払いが推測されるが、証拠となる書類	◎江東区監査委員告示第6号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令第1号）第17条の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。 令和4年4月15日 江東区監査委員 松 土 英 男 同 藏 田 朝 彦 同 佐 藤 信 人 同 甚 野 ゆずる

令和3年度財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び江東区監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和3年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和2年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和2年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和2年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対 象 事 項 による区分	対象施設・組織・事業	所管部
江東区勤労者福祉サービスセンター	補助金交付		地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課 総合区民センター 江東区文化センター 森下文化センター 古石場文化センター 江東公会堂	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局 健康センター 有明スポーツセンター 亀戸スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付 指定管理	事務局 障害者福祉センター	福祉部 障害福祉部
株式会社 ドコモ・バイクシェア	補助金交付	コミュニティサイクル推進事業	都市整備部
株式会社ヴィアックス	指定管理	豊洲図書館 古石場図書館 亀戸図書館 砂町図書館	教育委員会事務局

3 監査の実施期日

令和3年10月8日から同年11月16日までのうち17日間

第 2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和2年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、株式会社ドコモ・バイクシェア及び株式会社ヴィアックスの2団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第 3 総括意見

【 精算条項がない指定管理料の算定における注意点 】

指定管理に係る協定においては、指定管理料を精算なしとするケースがしばしば見られるが、この場合の指定管理料の算定については課題がある。

指定管理を所管するすべての部署において、今後、以下の点について十分に注意し検討されたい。

(1) 予算と実績の差異分析を活かした予算策定の必要性について

協定上、指定管理料の精算条項がない場合は、各科目の予算額と実績額の差異分析が極めて重要である。提出を受けた収支報告書等を十分に検証し、これを次期予算策定、すなわち次の年度協定締結における指定管理料の算定において活かさなければならない。

(2) 執行率の低い科目の検証と要因解消の必要性について

予算の執行率が非常に低い科目については、特に精査・検証が必要である。要因を明らかにし、例えば、区が指定管理者に求める施設管理方法の詳細（箇所・頻度等）が正しく伝わっていない、あるいは予算科目の区分けが実態にそぐわないため誤りが多いなどの不備要因があるならば、仕様書の個別作成や予算科目の整理を検討するなど、要因の解消に努めるとともに、検証結果を次の予算策定に反映されたい。

(3) 精算の対象とすべき経費の個別検討について（小規模修繕費等）

小規模修繕費用については、修繕の必要がなかったため、用意しておいた予算額を実績額が大きく下回るケースはよく見られる。しかし、これは指定管理者の努力による経費削減とは異なる性質のものであるから、その差額が指定管理者の利益となっていないか検証する必要がある。

また、令和2年度は、コロナ禍においてイベントが実施できなかったために生じた事業実施経費の大幅減も多く見られたが、このようなケースも前述と同様の理由で検証する必要がある。

指定管理者制度の趣旨を踏まえると、指定管理者の経営努力によって生み出された経費削減額は、指定管理者の利益として認めるべきものであるが、経営努力によらずに執行残が生じる性質の経費については、本来指定管理者の利益とすべきではない。

こうした性質の経費については精算の対象としない経費とは区別して考える必要があるため、以下の例を参考に、協定締結にあたって個別に対応するなど、より合理性のある方策を検討されたい。

<例>

- ① 指定管理期間内は、指定管理料の精算はしないと既に取り決めている場合

経営努力によらずに執行残が生じる性質の経費については、この科目に限り指定管理期間（例えば5年間）全体で考え、執行残は次年度に充当することを前提に次の年度は予算額を減らすなど、その実績額に応じ期間内で指定管理料の調整を図る。

- ② 基本協定または年度協定の締結において、指定管理料の精算事項について協議できる場合

小規模修繕費用等、執行残の大小が経費削減努力とは異なる性質の経費は、あらかじめ協定締結において、これを個別に指定管理料精算の対象とする。

第 4 監査対象団体の概要及び監査結果

令和3年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 江東区勤労者福祉サービスセンター

(1) 団体の概要

ア 概要

江東区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）は、昭和62年4月に任意団体「江東区勤労者共済会」として発足された団体で、その後、平成3年3月29日に産業会館、勤労者福祉会館及び勤労者共済会の組織を統合し、「財団法人江東区中小企業公社」が設立され、平成7年に、公募により愛称を「カナルこうとう」と命名した。

平成16年3月31日、中小企業公社が解散し、同年4月1日より任意団体として「江東区勤労者福祉サービスセンター」に名称変更し、愛称は「カナルこうとう」を継続して使用、業務は「財団法人江東区地域振興会」が行った。平成19年4月からは、運営管理を産業会館の指定管理者「社団法人江東区産業連盟」が行い、センターによる事務局業務を除く窓口業務等は同連盟に委託した。現在は、JTBベネフィットへの一部委託と並行して、センターが固有の非常勤職員を採用し事務局業務・窓口業務を遂行している。

センターは、江東区内の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主並びに区内に居住し、区外の中小企業に勤務する勤労者等を対象に総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興を図り、ひいては地域社会の発展に貢献することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 中小企業勤労者福祉に係る調査研究・情報提供事業
- ② 中小企業勤労者福祉に係る生活安定事業
- ③ 中小企業勤労者福祉に係る健康維持増進事業
- ④ 中小企業勤労者福祉に係る老後生活安定事業
- ⑤ 中小企業勤労者福祉に係る自己啓発・余暇活動事業
- ⑥ 中小企業勤労者福祉に係る財産形成事業等

イ 組織

センターは、役員8名（理事長1名、副理事長1名、理事4名、監事2名）及び職員4名で構成され、加入事業所数は697所、会員数は3,185名であった（令和3年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、センターに対して、管理運営に係る事業に要する経費のうち、人件費、社会保険料、福祉推進事業費につき補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱（平成19年3月30日18江区経第1283号）

イ 補助金額

項 目	令和2年度	摘 要
交付金額	17,502,000円	概算払等
確定金額	17,233,420円	
精算金額	268,580円	

(3) 監査対象事項に係る財政状況

センターは、主として区からの補助金収入のほか、事業運営収入及び会費収入等をもって運営されている。令和2年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	17,233,420円	
区補助金	17,233,420円	
支出	17,233,420円	
報酬等	8,233,420円	報酬月額、付加報酬額、社会保険料等、健康診断経費
福祉推進事業費	9,000,000円	
健康維持増進事業	192,000円	人間ドック補助、スポーツ公社講座受講補助
自己啓発・余暇活動事業費	8,808,000円	JTBベネフィット業務委託、宿泊補助、映画補助、ディズニー補助等
収支差額	0円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員130名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和3年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例（昭和 61 年 3 月江東区条例第 9 号）及び同施行規則（昭和 61 年 3 月江東区規則第 24 号）

(イ) 補助金額

交 付 対 象	令和2年度	令和元年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	887,194,498円	901,003,023円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	113,918,776円	124,973,506円
合 計	1,001,113,274円	1,025,976,529円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和2年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施 設 内 訳	令和2年度	令和元年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	918,897,963円	631,814,654円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	128,188,803円	100,542,398円
合 計	1,047,086,766円	732,357,052円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和2年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和2年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

（単位：円）

	令和2年度	令和元年度	増 減	摘 要
収入	2,356,313,877	2,483,861,544	△ 127,547,667	
基本財産運用収入	58,661	58,405	256	
特定資産運用収入	60,941	83,544	△ 22,603	
事業収入	84,075,377	177,702,491	△ 93,627,114	受講料収入、入場料収入、参加費収入等
利用料金収入	177,146,130	473,053,858	△ 295,907,728	施設利用料金収入、器具利用料金収入、駐車場利用料金収入等
補助金等収入	2,057,896,271	1,773,939,381	283,956,890	
補助金収入	1,001,113,274	1,025,976,529	△ 24,863,255	区補助金
受託収入	1,047,086,766	734,066,852	313,019,914	区指定管理料
助成金等収入	9,696,231	13,896,000	△ 4,199,769	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,066,000	4,159,000	△ 93,000	
退職給付引当資産取崩収入	23,226,250	52,390,524	△ 29,164,274	
寄附金収入	4,101,556	98,899	4,002,657	
雑収入	2,919,901	38,700	2,881,201	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,762,790	2,336,742	426,048	
支出	2,353,309,551	2,481,098,754	△ 127,789,203	
事業費支出	1,242,483,152	1,376,121,229	△ 133,638,077	
コミュニティ振興事業費支出	45,810,940	60,668,080	△ 14,857,140	
グループ育成事業費支出	14,609,132	26,500,041	△ 11,890,909	
情報収集・提供事業費支出	27,288,027	25,632,297	1,655,730	
文化芸術振興事業費支出	43,077,136	117,935,720	△ 74,858,584	
併設記念館展示事業費支出	3,121,070	3,035,910	85,160	
歴史文化施設事業費支出	26,693,574	30,789,708	△ 4,096,134	
文化センター等事業費支出	-	1,709,745	皆減	
施設管理事業費支出	1,075,529,749	1,098,916,964	△ 23,387,215	
利用者支援事業費支出	6,353,524	10,932,764	△ 4,579,240	
法人管理運営費支出	1,020,002,668	1,017,557,239	2,445,429	
人件費支出	888,770,599	928,229,027	△ 39,458,428	
法人管理事務費支出	130,111,734	87,845,469	42,266,265	
法人運営費支出	1,120,335	1,482,743	△ 362,408	
文化振興事業積立預金支出	5,762,790	2,336,742	3,426,048	
文化振興事業積立預金資産取得支出	3,008	3,000	8	
退職給付引当資産支出	85,057,933	85,080,544	△ 22,611	
収支差額	3,004,326	2,762,790	241,536	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

		令和2年度 (令和3年3月31日現在) (A)	令和元年度 (令和2年3月31日現在) (B)	増(△)減	
				金 額 (A－B)	率 ((A－B)/B×100)
資産の部					
	流動資産	318,729,598	238,699,780	80,029,818	33.5
	現金	4,847,876	2,078,157	2,769,719	133.3
	普通預金	288,971,220	211,434,711	77,536,509	36.7
	未収金	12,322,007	11,158,413	1,163,594	10.4
	前払金	311,566	791,098	△ 479,532	△ 60.6
	棚卸資産	12,276,929	13,237,401	△ 960,472	△ 7.3
	固定資産	1,029,802,431	976,350,718	53,451,713	5.5
	基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
	特定資産	667,225,692	603,694,211	63,531,481	10.5
	文化振興事業積立預金	19,110,666	17,410,868	1,699,798	9.8
	退職給付引当資産	648,115,026	586,283,343	61,831,683	10.5
	その他固定資産	12,576,739	22,656,507	△ 10,079,768	△ 44.5
	什器備品	98,933	196,456	△ 97,523	△ 49.6
	リース資産	12,477,806	22,460,051	△ 9,982,245	△ 44.4
	資産合計	1,348,532,029	1,215,050,498	133,481,531	11.0
負債の部					
	流動負債	354,238,406	273,605,655	80,632,751	29.5
	未払金	267,526,389	187,381,610	80,144,779	42.8
	前受金	14,087,780	13,599,050	488,730	3.6
	預り金	21,834,174	21,718,929	115,245	0.5
	リース債務	10,523,775	9,784,939	738,836	7.6
	賞与引当金	40,266,288	41,121,127	△ 854,839	△ 2.1
	固定負債	953,145,548	889,517,577	63,627,971	7.2
	長期リース債務	2,752,835	13,276,610	△ 10,523,775	△ 79.3
	退職給付引当金	950,392,713	876,240,967	74,151,746	8.5
負債合計	1,307,383,954	1,163,123,232	144,260,722	12.4	
正味財産の部					
	指定正味財産	303,000,000	300,000,000	3,000,000	1.0
	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
	(うち特定資産への充当額)	(3,000,000)	(－)	(3,000,000)	皆増
	一般正味財産	△ 261,851,925	△ 248,072,734	△ 13,779,191	△ 5.6
	(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	0.0
	(うち特定資産への充当額)	(16,110,666)	(17,410,868)	(△1,300,202)	△ 7.5
正味財産合計	41,148,075	51,927,266	△ 10,779,191	△ 20.8	
負債及び正味財産合計	1,348,532,029	1,215,050,498	133,481,531	11.0	

3 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員62名（うち区派遣職員2名）で構成される（令和3年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

交付対象	令和2年度	令和元年度
健康センター	47,744,522円	47,939,502円
スポーツ施設	615,872,500円	765,239,847円
法人管理費	131,968,461円	98,758,660円
合 計	795,585,483円	911,938,009円

※補助金額には介護予防事業に係る区からの委託料 2,816,550 円を含む。

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和2年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ロ) 指定管理料

施設等内訳	令和2年度	令和元年度
健康センター	62,947,561円	65,505,370円
スポーツ施設	726,612,277円	642,133,282円
スポーツネット管理業務	21,298,077円	29,625,463円
合 計	810,857,915円	737,264,115円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。
令和2年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和2年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統

制は整備され、適切に運用されていると認められる。

- ウ 指定管理者の指定の方法及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

（4） 監査委員意見

上記の監査の結果において、所管部から指定管理者への指導監督及び指定管理者の義務の履行はおおむね適正に行われていたが、一部において適正とは言い難い事例があったので意見を付す。

産業廃棄物の処理について

今回の監査において、一部施設における廃油処理にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）で義務付けられた、収集・運搬及び処分にかかる委託契約書を作成せず、ガソリンスタンドへ持ち込んで現金払いで領収書により会計処理をしていたことが確認された。

後日、団体より、同ガソリンスタンドは、今回の廃油の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する都道府県知事の許可を受けた別の業者に委託しており、不法投棄等には繋がらないことを確認したとの報告を受けたものの、このような事例が発生したことは、廃棄物の処理に関する法律や会計処理についての知識不足が大きな要因と思われる。

廃棄物処理法の趣旨を踏まえ、排出事業者として産業廃棄物の処分まで責任をもって確認するとともに、産業廃棄物の処理についての適正な契約事務の周知徹底を図るなど、早急に再発防止策を講じられたい。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和2年度	令和元年度	増 減	摘 要
収入	1,833,549,499	2,193,837,954	△ 360,288,455	
基本財産運用収入	30,743	300,505	△ 269,762	
事業収入	213,364,717	529,938,415	△ 316,573,698	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,606,443,398	1,649,202,124	△ 42,758,726	
補助金収入	795,585,483	911,938,009	△ 116,352,526	区補助金等
受託事業収入	810,857,915	737,264,115	73,593,800	区指定管理料
健康スポーツ事業積立預金取崩収入	0	0	0	
退職給付引当預金取崩収入	12,781,575	12,924,610	△ 143,035	
雑収入	929,066	1,472,300	△ 543,234	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	1,833,549,499	2,193,837,954	△ 360,288,455	
事業費支出	1,686,986,054	2,077,309,799	△ 390,323,745	
人件費	197,836,863	243,737,211	△ 45,900,348	
健康増進事業ほか5事業費	421,666,912	676,047,171	△ 254,380,259	
健康センター管理事業費	65,683,221	68,297,310	△ 2,614,089	
スポーツ施設管理事業費	980,500,981	1,059,602,644	△ 79,101,663	
スポーツネット管理事業費	21,298,077	29,625,463	△ 8,327,386	
管理費支出	117,753,369	88,219,569	29,533,800	
管理費	116,314,956	86,575,816	29,739,140	
運営費	1,438,413	1,643,753	△ 205,340	
健康スポーツ事業積立預金支出	1,361	1,365	△ 4	
退職給付引当預金支出	28,808,715	28,307,221	501,494	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

（単位：円、％）

		令和2年度 (令和3年3月31日現在) (A)	令和元年度 (令和2年3月31日現在) (B)	増(△)減	
				金 額 (A－B)	率 ((A－B)/B×100)
資産の部					
	流動資産	350,021,186	247,894,731	102,126,455	41.2
	現金	2,799,710	2,351,200	448,510	19.1
	普通預金	334,954,298	190,042,914	144,911,384	76.3
	立替金	616,422	1,304,299	△ 687,877	△ 52.7
	未収金	10,343,915	52,870,364	△ 42,526,449	△ 80.4
	商品	1,426,841	1,573,954	△ 147,113	△ 9.3
	貸倒引当金	△ 120,000	△ 248,000	128,000	51.6
	固定資産	538,158,333	537,308,340	849,993	0.2
	基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
	特定資産	116,795,210	100,766,709	16,028,501	15.9
	退職給付引当資産	103,177,586	87,150,446	16,027,140	18.4
	健康スポーツ事業積立資産	13,617,624	13,616,263	1,361	0.0
	その他固定資産	121,363,123	136,541,631	△ 15,178,508	△ 11.1
	資産合計	888,179,519	785,203,071	102,976,448	13.1
負債の部					
	流動負債	417,597,241	327,820,825	89,776,416	27.4
	未払金	342,667,166	240,076,913	102,590,253	42.7
	預り金	6,047,179	6,491,864	△ 444,685	△ 6.8
	賞与引当金	14,120,741	14,687,623	△ 566,882	△ 3.9
	短期リース債務	54,762,155	66,564,425	△ 11,802,270	△ 17.7
	固定負債	316,773,607	310,188,015	6,585,592	2.1
	退職給付引当金	248,274,636	238,423,738	9,850,898	4.1
	長期リース債務	68,498,971	71,764,277	△ 3,265,306	△ 4.6
負債合計	734,370,848	638,008,840	96,362,008	15.1	
正味財産の部					
	指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
	一般正味財産	△ 146,191,329	△ 152,805,769	6,614,440	4.3
	(うち特定資産への充当額)	(13,617,624)	(13,616,263)	(1,361)	0.0
正味財産合計	153,808,671	147,194,231	6,614,440	4.5	
負債及び正味財産合計	888,179,519	785,203,071	102,976,448	13.1	

4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員87名（うち区派遣職員4名）で構成される（令和3年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び新型コロナウイルス感染症包括支援事業に必要な経費として、補助金を交付した。また、区は法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業補助金交付要綱（令和2年12月15日2江障施第1320号）

(イ) 補助金額

交付対象	令和2年度	令和元年度
社会福祉協議会事業費助成事業	133,208,076円	135,633,335円

管理運営事業及び施設運営事業	116,402,555円	114,257,979円
応急小口福祉資金貸付事業	1,303,699円	1,468,710円
ホームヘルプサービス事業	3,797,030円	4,315,962円
福祉機器リサイクル事業	308,226円	329,934円
法人後見等事業	6,716,502円	9,765,597円
地域福祉コーディネーター事業	4,680,064円	5,495,153円
ボランティアセンター運営費助成事業	47,266,307円	47,254,397円
ボランティア活動推進事業	47,266,307円	47,254,397円
江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業	1,405,000円	—
新型コロナ感染症包括支援事業	1,405,000円	—
合 計	181,879,383円	182,887,732円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコンリース料、光熱水費等である。

イ 指定管理

(ア) 監査対象施設

障害者福祉センター

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

項 目	令和2年度	令和元年度
概算払額 (1) = ①+②	283,294,000円	258,028,000円
年度協定額 ①	283,294,000円	283,384,000円
補 正 額 ②	0円	△25,356,000円
確定金額 (2) = ④-③	255,955,725円	235,266,013円
収 入 額 ③	107,302,656円	124,656,980円
支 出 額 ④	363,258,381円	359,922,993円
精算金額 (1)-(2)	27,338,275円	22,761,987円

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和2年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和2年度	令和元年度
収 入 (1)	498,551,527円	481,096,880円
支 出 (2)	495,123,269円	480,760,928円
前期末支払資金残高(3)	34,726,141円	34,390,189円
収支差額(1)-(2)+(3)	38,154,399円	34,726,141円

※令和 2 年度より、歳末たすけあい運動事業は地域福祉推進事業に含むこととなったため、令和元年度の収入・支出額には、歳末たすけあい運動事業費が含まれる。

イ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和2年度	令和元年度
収 入 (1)	3,324,252円	4,609,455円
支 出 (2)	3,013,699円	3,367,630円
前期末支払資金残高(3)	32,759,388円	31,517,563円
収支差額(1)-(2)+(3)	33,069,941円	32,759,388円

ウ 障害者福祉センター事業

	令和2年度	令和元年度
収 入 (1)	383,775,708円	379,335,051円
支 出 (2)	383,876,515円	379,303,176円
前期末支払資金残高(3)	1,179,144円	1,147,269円
収支差額(1)-(2)+(3)	1,078,337円	1,179,144円

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 株式会社ドコモ・バイクシェア

(1) 団体の概要

株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「会社」という。）は、平成22年からNTTドコモが行っていたサイクルシェアリング事業を推進するため、平成27年2月にNTTドコモとNTT都市開発、NTTデータ、NTTファシリティーズの合併で設立された会社である。

区においては、平成24年11月に江東区臨海部コミュニティサイクルの実証実験を開始したNTTドコモから運営を引き継ぎ、平成28年2月には東京広域連携（千代田区・中央区・港区・江東区）を開始している。

また、会社は、主として次の事業を営むことを目的としている。

- ① サイクルシェアリング事業
- ② サイクルシェアリング運営事業者へのシステム提供及びコンサルティング業務
- ③ 各種イベントの企画及び運営業務
- ④ 広告及び宣伝に関する業務
- ⑤ 自転車販売業務
- ⑥ 古物の販売業務
- ⑦ 不動産の賃貸、管理、保有及び運用に関する業務 等

(2) 区との関係

区は、会社に対して、コミュニティサイクル推進事業に要する経費のうち、下記要綱に掲げる物品を購入する費用（予算の範囲内）として補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区コミュニティサイクル推進事業費助成金交付要綱（平成28年4月1日28江都ま第12号）

同要綱第4条 助成対象経費

- ① 電動アシスト自転車（貸出通信機器等の付属品を含む。）
- ② 自転車駐車設備の設置に必要な自転車ラック、看板、通信装置等
- ③ 会員登録等に要する機器
- ④ そのほか、区長が必要と認めるもの

イ 補助金額

交付対象	令和2年度	摘 要
コミュニティサイクル推進事業	42,213,000円	確定払

ウ 補助事業の概要

コミュニティサイクルとは、区と協定を締結した民間の運営事業者が区内に自転車駐車設備を複数設置し、利用者がいずれの自転車駐車設備においても自転車を借用及び返却できる乗り捨て型の自転車共有サービスをいい、コミュニティサイクル推進事業とは、区が実施するコミュニティサイクル事業の実施範囲を拡大し、交通の利便性の向上に向け、計画的な自転車駐車設備の増設を推進する事業をいう。

この補助事業は、同推進事業を実施する事業者に対し事業の実施に要する経費の一部を助成することにより、事業の円滑な運営を確保し、もって区内における交通の利便性の向上及びまちの活性化に資することを目的とする。

令和2年度の実績は、ポート空白エリアや利用の多い有明エリア等、区内16箇所にポートを開設（ラック計163台分）、3箇所でラックを増設（計17台分）し、合計でラック180台等の設置を実施した。また、自転車230台を増車した。

(3) 監査対象事項に係る財政状況

会社は、主として区からの補助金収入のほか、利用料収入及び広告収入等をもって運営されている。令和2年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	42,213,000円	
区補助金	42,213,000円	
支出	42,213,000円	千円未満切捨額
電動アシスト自転車 (付属品を含む。)	39,621,824円	電動アシスト自転車、バッテリー、 ナンバープレートシール等
自転車駐車設備 (自転車ラック)	1,759,780円	
自転車駐車設備 (看板、通信装置等)	831,666円	ビーコン、案内看板、リーフレット ケース等
収支差額	0円	

（4） 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 株式会社ヴィアックス

(1) 団体の概要

株式会社ヴィアックスは、(以下「会社」という。)は、昭和48年8月に、ダイレクトメール企画・制作・発送代行会社「日本メール株式会社」として創業し、平成3年10月に「株式会社ヴィアックス」に社名を変更して、次の事業を行っている。なお、図書館事業については、平成15年4月より公立図書館の運營業務を開始し、江東区においては、平成31年4月より図書館の指定管理業務に取り組んでいる。

- ① ダイレクトマーケティング事業
- ② 図書館事業
- ③ ITコミュニケーション事業
- ④ 人財サービス事業
- ⑤ 出版事業

(2) 区との関係

区は、会社を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行っている。

ア 監査対象施設

- ① 豊洲図書館
- ② 古石場図書館
- ③ 亀戸図書館
- ④ 砂町図書館

イ 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	令和2年度	令和元年度
豊洲図書館外 3 館	349,032,064円	338,953,860円

エ 指定管理業務

江東区立図書館条例（昭和40年12月25日江東区条例第34号）第5条第2項に掲げる業務

- ① 図書館の利用に関する業務
- ② 施設の維持保全に関する業務

③ ①②のほか江東区が必要と認める業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

豊洲図書館外3館は、指定管理料のほか、コピー機利用料収入等により運営されている。令和2年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目		決 算 額	摘 要
収入(1)		349,553,308円	
	指定管理料	349,032,064円	
	コピー機利用料収入	516,520円	
	その他収入	4,724円	受取利息、雑収入
支出(2)		343,735,303円	
	人件費	281,235,255円	
	事業費	14,952,352円	
	装備業務	10,288,902円	
	装備用消耗品	610,119円	
	事務用消耗品	3,140,190円	
	事業経費	171,237円	
	印刷費	0円	
	会場使用料	27,050円	
	利用者用コピー機賃借料	467,428円	
	郵便料	247,426円	
	施設管理維持費	14,498,314円	
	小規模修繕	207,966円	
	清掃	6,675,900円	
	庭園排水管洗浄	414,700円	
	剪定・除草	570,900円	
	害虫・ねずみ駆除	99,000円	
	水質点検	0円	
	機械警備	206,712円	
	巡視	2,142,800円	
	空調設備管理保守	473,000円	
	消防設備保守点検	55,000円	

	消火器設備	0円	
	自動扉保守	273,240円	
	エレベーター保守点検	1,016,400円	
	自家用電気工作物管理	456,280円	
	電動書庫保守	193,600円	
	冷水器点検	209,000円	
	ごみ処理券	78,660円	
	クリーニング	55,000円	
	電話料金	687,426円	
	プロバイダー料	320,100円	
	TV受信料	47,070円	
	保険料	315,560円	
	その他	33,049,382円	
	福利厚生費	906,480円	
	旅費交通費	52,672円	
	研修費	453,240円	
	本部管理費	31,636,990円	
収支差額 (1)-(2)		5,818,005円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められるが、指定管理料の算定については、収支報告書の検証等により一部課題がみられたため、3頁に総括意見を付した。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

◎江東区監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令第1号）第17条の規定に基づき、令和3年度随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年4月15日

江東区監査委員 松 土 英 男

同 藏 田 朝 彦

同 佐 藤 信 人

同 甚 野 ゆずる

〔別紙〕

令和3年度 随時監査（工事）報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和3年度実施工事のうち下記工事の施工状況を対象とした。

(1) 江東区教育センター改修工事

(2) 清水橋架替工事（その1）

(3) 大島五丁目公園改修工事

(4) 江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他改修工事

2 監査の対象部課

(1) 総務部営繕課

(2) 土木部道路課、河川公園課

(3) 教育委員会事務局学校施設課

3 監査の実施期日

令和4年1月26日

第2 監査の手続

監査の対象工事について、工事概要調書及び工事工程表等の資料を求め、監査当日は、監査事務局にて、所管課長からの工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場において関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

工事は、おおむね適正に進捗しており、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された軽微な誤りについては、口頭で改善を促した。

同 藏 田 朝 彦

同 佐 藤 信 人

同 甚 野 ゆずる

記

- 1 令和3年度包括外部監査結果報告・措置概要別紙のとおり
〔別紙省略〕

◎江東区監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、江東区長から通知があったので、通知内容を次のとおり公表する。

令和4年5月2日

江東区監査委員 松 土 英 男

